



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 8 4 号 令和 7 年 1 0 月 2 8 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 4 5	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった件	環境管理課
5 4 6	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定する件	同
5 4 7	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	地域共生推進課
5 4 8	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
5 4 9	指定自立支援医療機関を指定した件	障がい福祉課
5 5 0	同	同
5 5 1	指定自立支援医療機関の指定を更新した件	同
5 5 2	同	同
5 5 3	指定自立支援医療機関の名称の変更について届出があった件	同
5 5 4	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
5 5 5	同	同

徳島県告示第五百四十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

変更なし

4 変更の概要

排水水の汚染状態の値及び量

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和七年十月二十八日から

令和七年十一月十八日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第五百四十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 形質変更時要届出区域

鳴門市北灘町栗田字東傍示八番一、八番二及び三。二番三の各地先（次の図のとおり

）

二 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十

一条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県生活環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
平野整形外科	吉野川市鴨島町牛島三三二七 ー	医療法人平野整形外 科	令和七年十月 一日
井上調剤薬局城南店	徳島市八万町式丈九七ー八	有限会社井上調剤薬 局	同
スマイル調剤薬局問屋 町店	同 問屋町三五	株式会社レイル	同
訪問看護ステーション わだち	板野郡北島町鯛浜字西ノ須三 四ー四 フローラルハイツ二 三。一	合同会社two p iece	同

徳島県告示第五百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	廃止年月日
えだがわ小児科	鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下五〇五	枝川 卓二	令和七年八月三十一日
成長調剤薬局	板野郡藍住町勝端字成長一六五―二	グリーン・メディカル・サービス有限公司	同

徳島県告示第五百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		名 称	岩浅 亮彦
指定自立支援医療を行う病院又は診療所		所 在 地	徳島市福島一丁目八・一三
担 当 す る	医 療 の 種 類	名 称	いわさ矯正歯科
		所 在 地	徳島市福島一丁目八・一三
指 定	年 月 日	育成医療（歯科矯正に 関する医療） 更生医療（歯科矯正に 関する医療）	
		令和七年十月 一日	

徳島県告示第五百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
株式会社徳島ベース	徳島市川内町大松八〇二・四	オプリージュ調剤薬局佐古店	徳島市佐古八番町四・一五	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和七年八月一日
有限会社 a d d	同 蔵本元町二丁目四〇番地七	ありす調剤薬局北島店	板野郡北島町鯛浜字かや一五三・一三	同	同
株式会社ソレイユ	海部郡海陽町四方原字杉谷二八・二	スマイル調剤薬局市場店	阿波市市場町山野上字大西一七二・一	同	同
株式会社レイル	徳島市佐古六番町七番四号	スマイル調剤薬局問屋町店	徳島市問屋町三五番地	同	同 一日 十月
有限会社井上調剤薬局	同 南田宮二丁目一番六六号ハイツ明日華	井上調剤薬局城南店	同 八万町式丈九七番八	同	同

徳島県告示第五百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する	指定更新
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
医療法人明和会	徳島市国府町早淵字北カシヤ五六番地一	藍住たまき青空クリニック	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜二一〇・五	更生医療（腎臓に関する医療）	令和七年八月一日

徳島県告示第五百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定
自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指定更新
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
株式会社はじめ調剤薬局	阿南市富岡町東仲町三一六番地	はじめ調剤薬局大原店	徳島市大原町池ノ内四・一	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和七年八月一日
有限会社 a d d	徳島市蔵本元町二丁目四〇番地七	ありす調剤薬局阿南店	阿南市上中町南島三三五番地一	同	同
株式会社あけぼの薬局	鳴門市撫養町黒崎字八幡一 一三・一	あけぼの調剤薬局	鳴門市撫養町黒崎字八幡一 一三・一	同	同
有限会社井上調剤薬局	徳島市南田宮二丁目一番六 六号ハイツ明日華	井上調剤薬局田宮店	徳島市南田宮二丁目一番六 六号ハイツ明日華	同	同
同	同	井上調剤薬局城北店	同 北矢三町三丁目三番 四〇号	同	同
株式会社スマイル	板野郡北島町高房字八丁野 西三九・二六	スマイル調剤薬局あい ずみ南店	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ 浜一一〇・五	同	同

ドレミファーマシー有 限会社	徳島市佐古三番町五・八	国府ドレミ調剤薬局	徳島市国府町観音寺字井ノ 尻二二四番五	同	同
株式会社グランドブラ ス	同 助任橋四丁目八・一	加地薬局鳴門店	鳴門市撫養町大桑島北ノ浜 六二番二	同	同
株式会社グローバル・ アシスト	同 北常三島町一丁目二 〇番地一七	国府池尻調剤薬局	徳島市国府町池尻字西塚む さ三二三番地一	同	同 一 日 九月
丸笹 充	美馬郡つるぎ町半田字日開 野一二四	八千代薬局	美馬郡つるぎ町半田字日開 野一二四	同	同
ドレミファーマシー有 限会社	徳島市佐古三番町五・八	調剤薬局ドレミファーマ シー	徳島市佐古五番町一〇・四	同	同
総合メディカル株式会 社	福岡市中央区大名二丁目九 ・二三	そうごう薬局銀座通店	三好市池田町サラダ一八〇 一番地三	同	同
有限会社タイニー	名西郡石井町石井字石井六 三六・二二二	マザー調剤薬局	名西郡石井町石井字石井六 三六・二二二	同	同
日本メディカルシステ ム株式会社	千葉県市川市塩焼二・一・ 一	徳島中央調剤薬局	徳島市寺島本町東二丁目一 五 一F	同	同
有限会社ネクストワン	美馬市脇町字拝原一六〇五 ・四	アス力薬局駅	美馬市美馬町字駅九番一	同	同 一 日 十月

株式会社グローバル・アシスト	有限会社森本薬局
徳島市北常三島町一丁目一〇番地一七	同 地 秋田町一丁目五九番
国府調剤薬局	森本薬局富田橋店
徳島市国府町東高輪字天満三五二番六	同 地 富田橋一丁目二五番
同	同
同	同

徳島県告示第五百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局					
名 称	所 在 地	旧	新	名 称	所 在 地	担 当 する 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町六八番地一ムラタヤビル三階	やまと調剤薬局	ユニスマイル薬局 やまと店	ユニスマイル薬局 住吉店	徳島市大和町二丁目三・四八大和ハイツ一階	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和七年十月一日
同	同	門田薬局住吉店	ユニスマイル薬局 住吉店	同 住吉二丁目一・一七	同	同	同
同	同	門田薬局中島田店	ユニスマイル薬局 中島田店	同 中島田町四丁目一番地三	同	同	同
同	同	とくしま調剤薬局	ユニスマイル薬局 とくしま昭和町店	同 昭和町四丁目三三	同	同	同

徳島県告示第五百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月二十八日から令和八年二月二十八日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六。二番一号	高橋 維一郎

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ国府店B敷地
所在地 徳島市国府町観音寺字式反田六二四番地一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六。二番一号	鈴木 誠

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六。二番一号	高橋 維一郎

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六。二番一号	鈴木 誠

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六。二番一号	高橋 維一郎

4 変更年月日

令和七年五月十六日

二 届出年月日

令和七年九月三十日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年十月二十八日から令和八年二月二十八日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月二十八日から令和八年二月二十八日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社しまむら	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
号	埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目六〇二番一	高橋 維一郎	

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ国府店B敷地

所在地 徳島市国府町観音寺字式反田六二四番地一ほか

3 変更事項

(一) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 面積

六九平方メートル

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 面積

四〇・二平方メートル

(二) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 容量

二七・六立方メートル

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 容量

二九・〇立方メートル

(三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 荷さばき施設B一 午前五時から午後十時まで

荷さばき施設B二 午前零時から午後十二時まで

荷さばき施設B三 午後十時から翌日の午前五時まで

変更後 荷さばき施設B 午前零時から午後十二時まで

4 変更年月日

令和七年十月一日

二 届出年月日

令和七年九月三十日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年十月二十八日から令和八年二月二十八日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。